. 亦面笛品

# IC証票取扱規則の変更について

標記規定を下記のとおり変更いたします。

記

- 1.変更する規程 I C証票取扱規則
- 変更の効力発生日
  2021年10月1日
- 3. 変更の内容

3.変更の内容	:変更箇所
変更後	変更前
I C証票取扱規則 (省略) 一部改定 2021年 6月 1日 一部改定 2021年10月 1日	I C 証票取扱規則 (省略) 一部改定 2021年 6月 1日
第21条 削除	(利用額割引) 第21条 旅客が第14条の規定により当社グループ線を利用する際のポストペイサービスによる支払い運賃(以下「ポストペイ普通運賃」という。)に対して、当社グループは適用条件を定めた所定の割引(以下「利用額割引」という。)を適用します。ただし、運送約款第24条に規定する割引を適用する場合は、この限りではありません。 2 旅客が第14条の規定によらず当社グループ線を利用する際のポストペイサービスによる支払い運賃(以下「ポストペイ減額運賃」という。)に対して、当社グループは利用額割引を適用しません。 3 当社は、ポストペイ機能付きIC証票発行者が当社に対して第1項及び第2項に定める運賃を立替払いすることを、旅客が予め異議なく承諾したものとみなします。 4 第1項及び第2項に定める運賃は、IC証票発行者の規定により決済されます。 5 当社グループは、当社グループ線においてポストペイサービスを利用する旅客に対し、国土交通大臣又は地方運輸局長に届け出たところにより第1項に定める利用額割引を適用します。
第22条 削除	(利用額割引の計算) 第22条 利用額割引の計算は、第20条に定める運賃計算期間内における同一のIC証票の使用によるポストペイ普通運賃の総額に対して、別表3に定める適用区分毎にそれぞれの逓減率を乗じ、その金額(1銭未満切り捨て)を合算(1円未満切り捨て)します。 2 前項に定める計算は、当社グループが別に定める特別の適用条件を付した場合は、第1項の規定にかかわらず当該適用条件を適用します。
(1ヵ月定額型(運賃区間別)サービス) 第23条 当社は、ポストペイ普通運賃に対して適用条件 を定めた所定の運賃(以下「1ヵ月定額型サービス」とい う。)を適用します。ただし、運送約款第24条に規定す る割引を適用する場合は、この限りではありません。	(登録型割引) 第23条 当社は <u>利用額割引とは別に</u> 、ポストペイ普通運 賃に対して適用条件を定めた所定の <u>割引</u> (以下「登録型割 <u>引</u> 」という。)を適用します。ただし、運送約款第24条 に規定する割引を適用する場合は、この限りではありま

- 2 ポストペイ減額運賃に対して、当社は**1ヵ月定額型サ**ービスを適用しません。
- 3 <u>1ヵ月定額型サービス</u>は、IC証票の記名本人が株式会社スルッとKANSAIが運営するPiTaPaホームページ内の会員専用インターネットサービス「PiTaPa倶楽部」から登録の手続きを行った場合に限り適用します。
- 4 当社が設定する 1ヵ月定額型サービス の名称、適用旅客、設定サービス、運賃額等の内容は、別表4に定めます。
- 5 当社は、ポストペイ機能付き I C 証票発行者が当社に 対して第1項及び第2項に定める運賃を立替払いすることを、旅客が予め異議なく承諾したものとみなします。
- 6 第1項及び第2項に定める運賃は、IC証票発行者の 規定により決済されます。
- 7 当社は、当社線においてポストペイサービスを利用する旅客に対し、国土交通大臣又は地方運輸局長に届け出たところにより、第1項の<u>1ヵ月定額型サービス</u>を適用します。

# (1ヵ月定額型サービスの適用の計算・区分等)

- 第24条 <u>1ヵ月定額型サービス</u>の計算・区分等は、第20 条に定める運賃計算期間内において、<u>1ヵ月定額型サービス</u>の登録が適用対象月末日終了時点で有効である場合に限り、適用対象月が登録されたIC証票の使用によるポストペイ普通運賃に対して、次の各号の計算・区分等を行います。
  - (1) <u>1ヵ月定額型サービス</u>の適用区間は、旅客が乗車 した停留所から起算し、登録された設定サービスの 運賃以下の区間内の停留所までとします。
  - (2) 旅客が乗車した停留所から起算し、登録された設定サービスの運賃以下の区間内の停留所を超えて乗車した場合は、1ヵ月定額型サービスは適用されません。この場合、乗車した区間の運賃を収受します。

# (3) 削除

- (4) 第20条に定める1ヵ月間に、第1号に定める適 用区間内において1回以上乗車した場合に<u>1ヵ月定</u> 額型サービスとして計算します。
- (5) 深夜割増を適用する運行便においては、第1号に 定める適用区間内での利用に限り、普通運賃相当部 分と深夜割増相当部分に区分して計算します。この 場合、普通運賃相当部分については1ヵ月定額型サ 一ビスとして計算し、深夜割増相当部分については 普通運賃として計算します。なお、第1号に定める 適用区間を超えて乗車した場合は、第2号の規定に より計算します。
- (6) <u>1ヵ月定額型サービス</u>の対象は、<u>1ヵ月定額型サービス</u>が登録されたIC証票の記名本人の利用のみとし、同伴者の利用は対象となりません。第1号に定める適用区間内において<u>1ヵ月定額型サービス</u>が登録されたIC証票の利用について複数人精算で運賃を収受した場合、同伴者分の運賃は<u>1ヵ月定額型</u>サービスが適用されません。
- (7) <u>1ヵ月定額型サービス</u>と運送約款第24条に規定する割引との重複割引は適用しません。

せん。

- 2 ポストペイ減額運賃に対して、当社は登録型割引を適用しません。
- 3 登録型割引は、IC証票の記名本人が株式会社スルッとKANSAIが運営するPiTaPaホームページ内の会員専用インターネットサービス「PiTaPa倶楽部」から登録の手続きを行った場合に限り適用します。
- 4 当社が設定する<u>登録型割引</u>の名称、適用旅客、設定サービス、運賃額等の内容は、別表4に定めます。
- 5 当社は、ポストペイ機能付き I C 証票発行者が当社に 対して第1項及び第2項に定める運賃を立替払いすることを、旅客が予め異議なく承諾したものとみなします。
- 6 第1項及び第2項に定める運賃は、IC証票発行者の 規定により決済されます。
- 7 当社は、当社線においてポストペイサービスを利用する旅客に対し、国土交通大臣又は地方運輸局長に届け出たところにより、第1項の<u>登録型割引</u>を適用します。

# (登録型割引の適用の計算・区分等)

- 第24条 登録型割引の計算・区分等は、第20条に定める 運賃計算期間内において、登録型割引の登録が適用対象 月末日終了時点で有効である場合に限り、適用対象月が 登録されたIC証票の使用によるポストペイ普通運賃に 対して、次の各号の計算・区分等を行います。
  - (1) <u>登録型割引</u>の適用区間は、旅客が乗車した停留所から起算し、登録された設定サービスの運賃以下の 区間内の停留所までとします。
  - (2) 旅客が乗車した停留所から起算し、登録された設定サービスの運賃以下の区間内の停留所を超えて乗車した場合は、登録型割引は適用されません。この場合、乗車した区間の運賃を収受し、利用額割引を適用します。
  - (3) 第1号に定める適用区間内においては、登録型割 引が利用額割引に優先して適用されます。
  - (4) 第20条に定める1ヵ月間に、第1号に定める適 用区間内において1回以上乗車した場合に<u>登録型割</u> 引として計算します。
  - (5) 深夜割増を適用する運行便においては、第1号に 定める適用区間内での利用に限り、普通運賃相当部 分と深夜割増相当部分に区分して計算します。この 場合、普通運賃相当部分については<u>登録型割引</u>とし て計算し、深夜割増相当部分については<u>利用額割引</u> として計算します。なお、第1号に定める適用区間 を超えて乗車した場合は、第2号の規定により計算 します。
  - (6) 登録型割引の対象は、登録型割引が登録された I C証票の記名本人の利用のみとし、同伴者の利用は対象となりません。第1号に定める適用区間内において登録型割引が登録された I C証票の利用について複数人精算で運賃を収受した場合、同伴者分の運賃は登録型割引、利用額割引いずれも適用されません。
  - (7) <u>登録型割引</u>と運送約款第24条に規定する割引と の重複割引は適用しません。

# (<u>1ヵ月定額型サービス</u>の登録、変更または取消の手続き)

第25条 旅客が当社の設定する1ヵ月定額型サービスを登録、変更または取消するには、IC証票の記名本人が株式会社スルッとKANSAIが運営するPiTaPaホームページ内の会員専用インターネットサービス「PiTaPa倶楽部」から手続きを行わなければなりません。当社の営業所等においては、1ヵ月定額型サービスの登録、変更または取消に関する手続きは取り扱いません。

### (登録型割引の登録、変更または取消の手続き)

第25条 旅客が当社の設定する<u>登録型割引</u>を登録、変更または取消するには、IC証票の記名本人が株式会社スルッとKANSAIが運営するPiTaPaホームページ内の会員専用インターネットサービス「PiTaPa 倶楽部」から手続きを行わなければなりません。当社の営業所等においては、<u>登録型割引</u>の登録、変更または取消に関する手続きは取り扱いません。

- **1ヵ月定額型サービス**の登録、変更または取消の手続 きは、旅客が希望する適用月の前月1日から当月15日 までの間に受け付けます。
- 3 旅客はIC証票1枚につき、当社の1ヵ月定額型サー **ビス**の設定サービスを1つ登録することができます。
- 4 その他1ヵ月定額型サービスの登録、変更または取消 に関する手続きは、株式会社スルッとKANSAIが定 める規程等によります。
- 登録型割引の登録、変更または取消の手続きは、旅客が 希望する適用月の前月1日から当月15日までの間に受 け付けます。
- 3 旅客はIC証票1枚につき、当社の登録型割引の設定 サービスを1つ登録することができます。
- 4 その他登録型割引の登録、変更または取消に関する手 続きは、株式会社スルッとKANSAIが定める規程等 によります。

### (1ヵ月定額型サービスの適用期間)

- 第26条 1ヵ月定額型サービスの適用期間は月単位(毎 月1日~末日)とし、旅客は当月または翌月から12ヵ月 先までの任意の月、または無期限を選択することができ ます。なお、適用期間を無期限で登録した場合は、解除す るまで無期限で自動的に更新されます。
- **1ヵ月定額型サービス**を1日から同月15日までに登 録した場合は、旅客は当月または翌月から適用月の開始 を選択することができます。16日から同月末日までに 登録した場合は、翌月から適用月を開始します。
- 3 **1ヵ月定額型サービス**を1日から同月15日までに取 消した場合は、適用月は前月末までとなり、当月から取消 されます。16日から同月末日までに取消した場合は、適 用月は当月末までとなり、翌月から取消されます。

# (登録型割引の適用期間)

- 第26条 登録型割引の適用期間は月単位(毎月1日~末 日)とし、旅客は当月または翌月から12ヵ月先までの任 意の月、または無期限を選択することができます。なお、 適用期間を無期限で登録した場合は、解除するまで無期 限で自動的に更新されます。
- 2 登録型割引を1日から同月15日までに登録した場合 は、旅客は当月または翌月から適用月の開始を選択する ことができます。16日から同月末日までに登録した場 合は、翌月から適用月を開始します。
- 3 登録型割引を1日から同月15日までに取消した場合 は、適用月は前月末までとなり、当月から取消されます。 16日から同月末日までに取消した場合は、適用月は当 月末までとなり、翌月から取消されます。

### (省略)

- 附 則(2021年 6月 1日改定) この規則は、2021年6月1日から適用します。
- 附 則(2021年10月 1日改定)

この規則は、2021年10月1日から適用します。

(省略)

附 則(2021年 6月 1日改定) この規則は、2021年6月1日から適用します。

変更後 別表 3 **削除** 

別表3 (第22条第1項関係) 変更前

適用区分及び逓減率

-7/14 P	<u> </u>					
	適用区分		逓減率	割引率		
		【参考】利用額		<u></u>	【参考】	
1	2,000 円部分に対して	0 円から	2,000 円まで	<u>1.00</u>	<u>0%</u>	
2	140 円部分に対して	2,000 円を越えて	2,140 円まで	0.00	100%	
3	1,000 円部分に対して	2,140 円を越えて	3,140 円まで	<u>1.00</u>	0%	
<u>4</u>	70 円部分に対して	3,140 円を越えて	3,210 円まで	0.00	<u>100%</u>	
<u>(5)</u>	1,000 円部分に対して	3,210 円を越えて	4,210 円まで	<u>1.00</u>	<u>0%</u>	
6	70 円部分に対して	4,210 円を越えて	4,280 円まで	0.00	100%	
7	1,000 円部分に対して	4,280 円を越えて	5,280 円まで	<u>1.00</u>	0%	
8	70 円部分に対して	5,280 円を越えて	5,350円まで	0.00	100%	
9	1,000 円部分に対して	5,350 円を越えて	6,350 円まで	<u>1.00</u>	0%	
10	70 円部分に対して	6,350 円を越えて	6,420 円まで	0.00	100%	
注1						

⑩ (利用額 6,420円) を越える場合は、①~⑩のサイクルを繰り返す。

大人・小児共通とする 注2) 適用区分及び逓減率は、

変更後 別表4 (第23条第4項関係)

当社が設定する1ヵ月定額型(運賃区間別)サービスの内容

名称	適用旅客	設定サービス	運賃額	
阪急バス	阪急バス PiTaPa 一般 160 円区間~940 円区間		1ヵ月間(毎月1日~末日)の運賃額は、	
1ヵ月定額型	<u>定額型</u> カードまた   ※上記の運賃区間内にお		以下の計算式により算出した額とする。	
(運賃区間別)	はジュニア	いて 10 円単位で登録	【計算式】	
<u>サービス</u>	カードを所	可能	登録運賃区間額×60×0.72	
	持する旅客		(10 円未満の端数は 10 円単位に四捨五入)	
1ヵ月定額型	(阪急バス)箕面循環線,千里丘循環線,長岡京循環線,豊能町内線,猪名川町内線,			
(運賃区間別)	宝塚すみれ墓苑線,清荒神線,催事輸送,梅田エキスポシティ線,市立吹田サッカー			
<u>サービス</u> が	スタジアム線、長尾山霊園線、向日市コミュニティバス、高速バス			
適用されない	(神鉄バス) 全路線			
路線・区間				

変更前

別表4(第23条第4項関係)

当社が設定する登録型割引の内容

名称 適用旅客 設定サービス 運賃額

阪急バス	PiTaPa 一般	160 円区間~940 円区間	1ヵ月間(毎月1日~末日)の運賃額は、
登録型割引	カードまた	※上記の運賃区間内にお	以下の計算式により算出した額とする。
(1ヵ月定額	はジュニア	いて 10 円単位で登録	【計算式】
サービス)	カードを所	可能	登録運賃区間額×60×0.72
	持する旅客		(10 円未満の端数は 10 円単位に四捨五入)
登録型割引が	(阪急バス)	箕面循環線, 千里丘循環線,	長岡京循環線,豊能町内線,猪名川町内線,
適用されない	宝塚すみれ墓苑線,清荒神線,催事輸送,梅田エキスポシティ線,市立吹田サッカー		
路線・区間	スタジアム線、長尾山霊園線、向日市コミュニティバス、高速バス		
	(神鉄バス)	全路線	

以上